

令和8年度 函館市医療・介護・障がい福祉連携

多職種研修会～介護・障がい福祉関係者向け～

講師への Q&A

Q. 医療保護入院の同意について、同意する家族間で入院に対する意向が反する場合（事例でいう対象者の父は同意、夫は反対）は、どのように対応を行ってますか？

【森岡様からの回答】

A. まず、前提として、意見の一致が図られているかどうかは脇におき、どなたか同意者がいれば、医療保護入院は成立します。

極論、家族全員が反対をしても、後見人が同意すれば医療保護入院は成立します。

しかし、後々トラブルになることは明白ですので、可能な限り、周囲の人物の意見の一致を図ることは基本的なアプローチになります。

例えば、ご家族に来院していただき、主治医から病状の説明を受けるなどが具体的な方法論になると思います。

しかし、現実的には緊急性を要する医療保護入院を適用することもございますので、ご家族の意見の一致やその確認が後付けになることもあります。（精神科医療の現実としては、このようなケースがほとんどなのも事実です）

いずれにしても、患者様ご本人の利益を考えるならば、可能な限り家族の意見の一致が図られるように支援を行うことが望ましいと思います。（過去には厚生労働省からも、医療保護入院に反対する家族の存在を把握した場合には、入院医療の必要性などを説明することが望ましいと通知がありました）

ちなみにですが、入院させた後に、家族が「やはり入院に同意できません」となれば、その時点で医療保護入院は成立しなくなるため、どなたか他の同意者が見つからない場合には、病状が回復しているかどうかに関係なく、退院するということになります。

以上のことから、精神科入院においては、入院前から環境を整えて治療にあたることが理想的だと言えるかもしれません。